

学校感染症による出席停止について

下記の感染症は、「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」と定められています。そのため、お子様が医師により下記の感染症と診断された場合には出席停止扱いとなります。医師により登校許可が出るまでは、下記の「感染症罹患届」に保護者の方が記入・押印し、登校する際に学級担任までご提出ください。なお、※印の付いている感染症は、町田市指定の「登校許可証」（3枚複写）を主治医が記入の上、学校に提出をお願いしております。用紙は学校にありますので、担任または養護教諭までお問い合わせください。また、学校感染症と診断された場合は、お手数ですが速やかに学校にご一報ください。

学校感染症 出席停止基準

感染症の種類	出席停止の基準等
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳 ※	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか） ※	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）※	耳下腺、顎下腺又舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風疹（三日ばしか） ※	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう） ※	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱） ※	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 ※	病状により学校医やその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎 ※	
急性出血性結膜炎 ※	
流行性角結膜炎 ※	
腸管出血性大腸菌感染症	
その他の感染症の例（医師の指示により出席停止となる場合がある感染症）	
溶連菌感染症 ※、 ウイルス性肝炎 ※、 手足口病、 伝染性紅斑（リンゴ病）、 ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、 感染性胃腸炎	

----- き り と り -----

学校感染症 罹患届

町田市立堺中学校長 宛

年 月 日

年 組 生徒氏名

保護者氏名

下記の通り出席停止となっておりましたが、医師やその他関係機関より登校の許可が出ましたので登校します。

- ・ 感染症名等 _____
- ・ 出席停止期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日)
- ・ 発症日（発症日を0日とします） _____ 月 _____ 日
- ・ 最終登校日 _____ 月 _____ 日
- ・ 陽性確定日（新型コロナ陽性のみ記入） _____ 月 _____ 日
- ・ 医療機関名 _____